

佐賀県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する手続規程（昭和38年佐賀県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月23日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 前条の審査請求の手続等に要する書類で次の各号に掲げるものの様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 審査の併合申請書（規則第7条第1項） <u>別記様式第4号</u></p> <p>(5) 代表者選任（解任）届（規則第7条第3項） <u>別記様式第5号</u></p> <p>(6) 答弁書（反論書）（規則第8条第<u>1</u>、<u>2</u>項・第9条第2項） <u>別記様式第6号</u></p> <p>(7) 証拠（証人）調申請書（規則第8条第7項・第9条第7項） <u>別記様式第7号</u></p> <p>(8) 宣誓書（規則第8条第9項・第9条第7項） <u>別記様式第8号</u></p> <p>(9) 口述書（規則第8条第10項・第9条第7項） <u>別記様式第9号</u></p> <p>(10) 審査請求手続承継届（規則第10条の3第2項） <u>別記様式第10号</u></p> <p>(11) 審査請求取下申出書（規則第11条第2項） <u>別記様式第11号</u></p>	<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 前条の審査請求の手続等に要する書類で次の各号に掲げるものの様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>主任代理人指定（変更）届（規則第3条の3） 別記様式第4号</u></p> <p>(5) 審査の併合申請書（規則第7条第1項） <u>別記様式第5号</u></p> <p>(6) 代表者選任（解任）届（規則第7条第3項） <u>別記様式第6号</u></p> <p>(7) 答弁書（反論書）（規則第8条第<u>1</u>項、<u>第2</u>項・第9条第2項） <u>別記様式第7号</u></p> <p>(8) 証拠（証人）調申請書（規則第8条第7項・第9条第7項） <u>別記様式第8号</u></p> <p>(9) 宣誓書（規則第8条第9項・第9条第7項） <u>別記様式第9号</u></p> <p>(10) 口述書（規則第8条第10項・第9条第7項） <u>別記様式第10号</u></p> <p>(11) 審査請求手続承継届（規則第10条の2第2項） <u>別記様式第11号</u></p> <p>(12) 審査請求取下申出書（規則第11条第2項） <u>別記様式第12号</u></p>

改正前	改正後
<p>(12) 再審請求書（規則第15条） 別記様式第12号</p> <p>様式第1号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 氏名 ㊟ 代理人 氏名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u> 3 <u>代理人によって審査請求をする場合は、審査請求人氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。また、代理人選任届（様式第3号）を正本に添付すること。</u> 4・5 略</p>	<p>(13) 再審請求書（規則第15条） 別記様式第13号</p> <p>様式第1号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 氏名 代理人 氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 1 略 2 <u>審査請求人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u> 3 <u>代理人によって審査請求をする場合は、審査請求人及び代理人の氏名を併せて記載すること。また、代理人選任届（様式第3号）を正本に添付すること。</u> 4・5 略</p>
<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 氏 _____ 名 ㊟</p> <p>略</p> </div> <p>(注) 1 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u> 2 <u>代理人によって届出をする場合は、審査請求人氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</u></p>	<p>様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 氏名</p> <p>略</p> </div> <p>(注) <u>代理人によって届出をする場合は、審査請求人及び代理人の氏名を併せて記載すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第3号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">〔審査請求人〕氏 _____ 名[㊞]</p> <p>略</p> </div> <p>(注) <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p>	<p>様式第3号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">〔審査請求人〕氏名</p> <p>略</p> </div> <p>(注) <u>1 代理人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p>

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号

主任代理人〔指定変更〕届

年 月 日

佐賀県人事委員会委員長 様

〔審査請求人
処分者〕氏名

処分者（職）氏名が審査請求人〇〇勤務（職）氏名に対して行った 年 月 日
付〇〇処分の審査請求事案について、下記のとおり主任代理人を〔指定変更〕しました
ので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 旧主任代理人の氏名（主任代理人の変更の場合）

（注） 不要な文言は抹消すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏 _____ 名[㊞]</div> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏 _____ 名[㊞]</div> <p>略 <div style="text-align: center;">(注、審査請求人<u>連署</u>のこと)</div> <p>略</p> </p></p></p></div> <p>(注) <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2 代理人によって申請をする場合は、審査請求人氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>	<p>様式第5号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏名</div> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏名</div> <p>略 <div style="text-align: center;">(注、審査請求人<u>連名</u>で記載すること)</div> <p>略</p> </p></p></p></div> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;">代理人によって申請をする場合は、審査請求人及び代理人の氏名を併せて記載すること。</p>
<p>様式第5号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏 _____ 名[㊞]</div> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏 _____ 名[㊞]</div> <p>略 <div style="text-align: center;">(注、審査請求人<u>連署</u>のこと)</div> <p>略</p> </p></p></p></div> <p>(注) <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏名</div> <p>略 <div style="text-align: right;">審査請求人 氏名</div> <p>略 <div style="text-align: center;">(注、審査請求人<u>連名</u>で記載すること)</div> <p>略</p> </p></p></p></div> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;"><u>1・2</u> 略</p>
<p>様式第6号</p>	<p>様式第7号</p>

改正前	改正後
<div data-bbox="232 256 1108 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: center;">〔処分者〕氏名 〔審査請求人〕</div> 略 </div> <p>(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 代理人によって答弁（反論）する場合は、処分者（審査請求人）氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p> <p>3・4 略</p>	<div data-bbox="1160 256 2033 419" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: center;">〔処分者〕氏名 〔審査請求人〕</div> 略 </div> <p>(注)</p> <p>1 代理人によって答弁（反論）する場合は、処分者（審査請求人）及び代理人の氏名を併せて記載すること。</p> <p>2・3 略</p>
<p>様式第7号</p>	<p>様式第8号</p>
<div data-bbox="232 735 1108 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: center;">申請人 氏 名</div> 略 </div> <p>(注) 1 略</p> <p>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>3 代理人によって申請する場合は、審査請求人（処分者）氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>	<div data-bbox="1160 735 2033 855" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: center;">申請人 氏名</div> 略 </div> <p>(注) 1 略</p> <p>2 代理人によって申請する場合は、審査請求人（処分者）及び代理人の氏名を併せて記載すること。</p>
<p>様式第8号</p>	<p>様式第9号</p>
<div data-bbox="232 1174 1108 1254" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">氏名</div> 略 </div> <p>(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<div data-bbox="1160 1174 2033 1254" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">氏名</div> 略 </div> <p>(注) 氏名は、本人が自署すること。</p>
<p>様式第9号</p>	<p>様式第10号</p>

改正前	改正後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">氏 名[㊞]</div> 略 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">氏名</div> 略 </div>
<p>(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>(注) 証人の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p>
<p>様式第10号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">相続人等 氏 名 [㊞]</div> 略 </div> <p>(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p>	<p>様式第11号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">相続人等 氏 名</div> 略 </div> <p>(注) 1 相続人等の身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p>
<p>様式第11号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">審査請求人（職）氏 名[㊞]</div> 略 </div> <p>(注) 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、審査請求人氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</p>	<p>様式第12号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 略 <div style="text-align: right;">審査請求人（職）氏名</div> 略 </div> <p>(注)</p> <p style="text-align: center;">審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取り下げる場合は、審査請求人及び代理人の氏名を併せて記載すること。</p>
<p>様式第12号</p> <p>略</p>	<p>様式第13号</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">再審査請求人 氏名 ㊞</p> <p style="text-align: center;">代理人 氏名 ㊞</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">再審査請求人 氏名</p> <p style="text-align: center;">代理人 氏名</p> <p>略</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>(注) 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>3 代理人によって再審査請求をする場合は、<u>再審査請求人氏名を記入し、併せて代理人が署名し、又は記名押印すること。</u>また、代理人選任届（様式第3号）を添付すること。</p> <p>4 「5 再審の事由」には、規則第15条第1項各号に規定されている再審の事由を具体的かつ詳細に記載（長文にわたるときは「別紙のとおり」と書いて<u>契印を押し、別紙に記載添付</u>）すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>(注) 1 略</p> <p>2 代理人によって再審査請求をする場合は、<u>再審査請求人及び代理人の氏名を併せて記載</u>すること。また、代理人選任届（様式第3号）を添付すること。</p> <p>3 「5 再審の事由」には、規則第15条第1項各号に規定されている再審の事由を具体的かつ詳細に記載（長文にわたるときは「別紙のとおり」と書いて別紙に記載添付）すること。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、この告示による改正前の不利益処分についての審査請求に関する手続規程（以下単に「規程」という。）の様式により提出された書類は、この告示による改正後の規程の様式により提出されたものとみなす。